



参考

[根拠法令・基準法令]

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

(感染症指定医療機関)

第38条 略

- 2 第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関、第一種協定指定医療機関、第二種協定指定医療機関及び結核指定医療機関の指定は、厚生労働大臣の定める基準に適合する病院（第一種協定指定医療機関にあつては病院又は診療所、第二種協定指定医療機関及び結核指定医療機関にあつては病院若しくは診療所又は薬局）について、その開設者の同意を得て、都道府県知事が行うものとする。

3～11 略

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。